

徳島急性心筋梗塞地域連携研究会

会則

第1条（名称）

本会は、「徳島急性心筋梗塞地域連携研究会」と呼称する。

第2条（事務局）

本会は事務局を徳島赤十字病院内に置く。

第3条（目的）

本会は、急性心筋梗塞治療と急性心筋梗塞医療体制の学術的交流を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 国内関係学会との交流ならびに国際交流
3. その他本会の目的に必用な事業

第5条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同するもので学術集会時世話人の定めた参加費を納入するもの。

第6条（世話人、運営委員）

本会に世話人及び運営委員を若干名置く。

第7条（学術集会）

学術集会を年数回行う。

第8条（会計）

本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。会計幹事を1名置く。

第10条（会則の変更）

本会則は世話人会の承継を経て随時変更することができる。

【付則】

- 1) 本会則は平成21年1月1日から施行する。